

募 集 要 項

石垣市公共交通乗務員確保支援補助金交付事業は、市民の生活及び経済活動を支える公共交通の維持を目的に、石垣市公共交通乗務員確保支援補助金交付要綱（令和 7 年告示第 99 号）（以下「補助金要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において、公共交通事業者に対し乗務員の確保を支援するものです。

本募集要項は、本事業の実施にあたり、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものです。

1. 対象者

次の条件に該当する者は各支援補助金の交付対象となります。

（１） 就労支援補助金

本市内に営業所を有し、本市内にて運行を行う道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業へ、令和 7 年 4 月 1 日以降に新規就職又は復職した者。

ただし、令和 7 年 4 月 1 日以降に市内同業者より新たに転職した者及び過年度に同支援補助金を受給した者を除く。

（２） 事業継続支援補助金

法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業で、本市内に営業所を有し、本市内にて運行を行う者で、就労支援補助金対象者を雇用した者。

※ 令和 5 年度に実施した就労支援補助金を受給した方については、対象外となります。

※ 一般乗合旅客自動車運送事業者については、定期運航路線を実施している事業者に限ります。

2. 補助額

（１） 就労支援補助金

1 人につき定額 10 万円を交付します。

（２） 事業継続支援補助金

雇用した人数 1 人につき定額 2 万円を交付します。

3. 申請時に提出する書類

申請の際は、下記の書類を提出してください。

1 就労支援補助金

- | |
|--|
| (1) 石垣市公共交通乗務員確保支援補助金就労支援補助金交付申請書(様式第 1 号) |
| (2) 在籍する事業者の確認及び報告書(様式第 2 号) |
| (3) 在籍する事業者へ提出した履歴書(写し) |
| (4) 就労支援補助金申請者の住民票(写し) |
| (5) 就労支援補助金申請者の義務履行証明書 |
| (6) 申請者が所有する 2 種免許証(写し) |
| (7) 石垣市公共交通乗務員確保支援補助金交付請求書(様式第 5 号) |

2 事業継続支援補助金

- | |
|--|
| (1) 石垣市公共交通乗務員確保支援補助金事業継続支援補助金交付申請書(様式第 3 号) |
| (2) 就労支援補助金申請者が所有する 2 種免許証(写し) |
| (3) 事業認可許可書(写し) |
| (4) 石垣市公共交通乗務員確保支援補助金交付請求書(様式第 5 号) |

4. 申請期限

令和 8 年 1 月 30 日(金) 17:15

※予算上限に達し次第終了いたします。

5. 申請方法

申請者本人が窓口にて提出してください。

郵送やメールでの提出は受け付けておりません。

6. 申請窓口・お問い合わせ

〒907-8501

沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

石垣市建設部都市建設課 計画係

電 話 : 0980-83-4207

メール：token@city.ishigaki.okinawa.jp

7. 現況報告

事業継続支援補助金受給者は、交付決定兼確定通知を受け、6 月を経過した日から 30 日以内にまでに、下記の書類を申請窓口へご提出ください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 石垣市公共交通乗務員確保支援補助金現況報告書(様式第 6 号)(2) 就労支援補助金申請者の雇用状況が確認できる書類 |
|---|

8. 支援補助金の返還について

次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した支援補助金の返還を求めますので、予めご注意ください。

- (1) 就労支援補助金対象者が雇用から 6 月を経過する前に離職したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により支援補助金の交付を受けたとき
- (3) 支援補助金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件または変更決定の内容に違反したとき